

広域避難計画に実効性なし！ 美浜原発30キロ圏内 27万8千人の避難は無理！

自然放射線量の1万倍になって避難開始
風向きが変われば、避難先を転々と移動



国や福井県が作成している原発事故による広域避難計画は、原発から5km～30km圏内（UPZ）に住むみなさん（27万8千人）は、まず、屋内退避することになっています。そして周囲の放射線量が500マイクロシーベルト/時間（自然放射線量の約1万倍）になって、はじめて避難する事になっています。これでは避難計画ではなく被ばく計画です。

美浜町が避難先に指定している大野市やおおい町に避難したとしても、福島事故のように風向きが変われば、別の避難場所に移動しなければなりません。また、避難先でも、体育館や公民館などで不自由な暮らし（一人約一畳分で生活）を強いられます。福島原発事故では、10年経った現在でも4万以上もの人たちが全国各地に避難され、今なお古里に帰れません。

地震や津波、土砂災害で避難道路が寸断

国道27、162号線などの避難道路には、土砂災害危険箇所（図の黄色部分）が沢山あります。そのため、地震や津波、土砂災害などの複合災害で道路が寸断される危険があります。（法政大学・上岡直見さん）

また、舞鶴若狭自動車道も、震度5弱で通行止めとなります。熊本地震では、前震（2016/4/14）で13カ所、本震（4/16）で14カ所、合計27カ所で通行止めが発生。これでは、避難はできません。



コロナ禍の避難計画は出来ていない
「足りている」避難所は、23%（5市町）だけ

「避難計画を案ずる関西連絡会」が実施した避難先の自治体へのアンケートでは、ほとんどの自治体がコロナ禍では「2倍の面積が必要」で、「避難所が足りない」と回答しています。美浜町のみなさんが避難所する1つのおおい町では「県が検討中の避難先の多重化確保に期待する」と回答。福井県は「事故が起きたら、その後に調整する」と答えています。

美浜原発事故時：感染症対策 避難所の数は足りていますか？（避難者を福井県民に限った場合）



（足りている5市町／足りない8市町／その他9市町、*複数回答あり）

水戸地裁、運転差止の判決 避難計画の不備で具体的危険性！

3月18日に水戸地裁は、「実効性ある避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」として、避難計画に実効性がないもとでは東海第二原発の運転は認められないと判決を出しました。国や関電は、この判決を尊重すべきです。

発行団体
オール福井反原発連絡会 / 林広員 0776-27-6648、090-8263-6104
〒910-0026 福井市光陽 3-14-18 福井県民主医療機関連合会内
（原子力発電に反対する福井県民会議、サヨナラ原発福井ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、原発住民運動福井・嶺南センター、原発問題住民運動福井県連絡会）
ふるさとを守る高浜・おおいの会 / 東山幸弘 0770-72-3705
〒919-2373 大飯郡高浜町小和田 29-17 【発行日 2021/6/8】